

第2回検討会及びWGでの意見

- ✓ 休日確保の考え方について、受注者が実施すること、発注者が実施することがうまく整理されていない。また、週休2日を支援するための制度についても、説明なしに「休日確保評価型試行工事」などが出てくるので分かりにくい。
- ✓ 受発注者が実施していること、それを支援するための制度についてそれぞれ切り分けて書くべき。



ガイドライン案の記載方針

- ✓ 多くの受注者が週休2日の取組を行っているが、工事の性質上、週休2日が確保できない工事も存在するため、その場合は振替や交替勤務制により休日確保している旨記載。
- ✓ 発注者は土日祝日や夏期休暇、年末年始等を休日として、さらに個別の事情による不稼働日を考慮して工期を設定している旨を記載。
- ✓ 受注者が安心して週休2日等を実施出来るようにするため、発注者が講じる措置を記載。
- ✓ 発注者が講じる措置については、労務費等の率の増加や、成績評定での加点等、具体的な内容を記載。さらに、それらの取組について、国が発注する港湾・空港工事においてどのような形で行われているかについて、資料編で詳細を記載。
(P16L5～P17L11)

休日確保の考え方について

原則的な考え方

受注者の取組

- 労働基準法に適合するよう労務管理を実施
 - ✓ 1日8時間、1週40時間の法定労働時間
 - ✓ 法定休日を毎週少なくとも1回又は4週を通じ4日確保
- 休日確保の方法として、**土日を閉所する週休2日を目指す。**

発注者の取組

- 土曜日、日曜日、祝休日、夏期休暇及び年末年始を休日として工期を設定する。
(土日を閉所する週休2日を前提とした工期設定)

土日を閉所する週休2日の確保が困難な工事

- 作業船や潜水士による作業を伴うため、曜日を問わず気象・海象条件が良好なときにしか安全に作業を行うことができない海上工事
- 一定の期間において連続して作業する必要がある工事(ケーソンの進水据付工におけるケーソン浮上、据付、中詰材投入までの一連の作業や、コンクリート舗装工における養生期間等)
- 他の利用者との調整を伴う供用中の岸壁の改良工事(コンテナヤードの耐震化等)
- 社会的要請により供用開始時期が限定されるなど工期の制約が厳しい工事

受注者の取組

- 工事の特性や状況に合わせて週休日に相当する日数を当月内に振り替えて閉所する「**4週8閉所**」を実施
- 交代勤務制等の実施を通じた**建設工事従事者一人ひとりの週休2日(4週8休)**を実施

発注者の取組

- 受注者が安心して休日確保できるよう、工事の特性を踏まえて以下の措置を講じる。
 - ア 週休2日や4週8閉所を達成した工事について、労務費や機械経費、共通仮設費率、現場管理費率の増加や、成績評定での加点等の措置を講じる。
 - イ 荒天により当初想定していた施工に必要な期間が確保できなくなった場合でも、休日確保できるように休止に伴って生じる経費を精算するなどの措置を講じる。
 - ウ 社会的要請により供用開始時期が限定されるなど工期の制約が厳しい工事について、工期を延長せずに休日確保するため、交代勤務制等の実施を通じた建設工事従事者一人ひとりの週休2日(4週8休)を実施した場合、週休2日や4週8閉所を実施した場合と同様の経費や成績評定を行う等の措置を講じる。

休日確保の考え方について

国発注の港湾・空港工事において実施している発注者が実施する休日確保のための施策

ア 週休2日や4週8閉所を達成した工事について、労務費や機械経費、共通仮設費率、現場管理費率の増加や、成績評定での加点等の措置を講じる。

⇒休日確保評価型試行工事

休日確保評価型試行工事について

<目的>

- 平成30年度から取り組んでいる本評価について、気象海象条件の影響を受けやすい海上工事における評価方法を新たに設定し、休日確保への意欲向上を目指す。

<概要>

- 現場における適切な休日の確保を促すため、休日確保を達成した工事に対して、工事成績評定において加点評価する。
- 海上工事の対象は、港湾請負工事積算基準2-1-(15)別表「主な港湾工事用作業船の積算基準上の扱い」の主作業船に分類される作業船を使用する工事(ただし、ケーソン製作工事は除く)とする。
- 受注者から提案により、生産性向上に資するNETIS技術等を採用した場合には、必要な経費について契約変更の対象とする。

令和元年度の取組

- ・「週休2日」「4週6休～4週8休」を達成した場合、成績評定で加点
 - ・休日確保達成による各加点
- | | | | |
|------|------|------|----|
| 週休2日 | 2点 | 4週8休 | 1点 |
| 4週7休 | 0.8点 | | |
| 4週6休 | 0.5点 | | |



令和2年からの取組

- ・陸上工事は現行どおり変更無し
 - ・海上工事
- | | | | |
|------|----|------|------|
| 週休2日 | 2点 | 4週8休 | 2点 |
| | | 4週7休 | 1.5点 |
| | | 4週6休 | 1.0点 |

※1 休日確保加点評価は、週間工程表により現場閉所日の実績を確認して評価する。

※2 休日に軽易な作業等のために少数が出動した日については、休日の取得状況等を確認の上、現場閉所とみなす。

イ 荒天により当初想定していた施工に必要な期間が確保できなくなった場合でも、休日が確保できるよう休止に伴って生じる経費を精算するなどの措置を講じる。

⇒荒天リスク精算型試行工事

②荒天リスク精算型工事の対象工事の拡大

【目的】

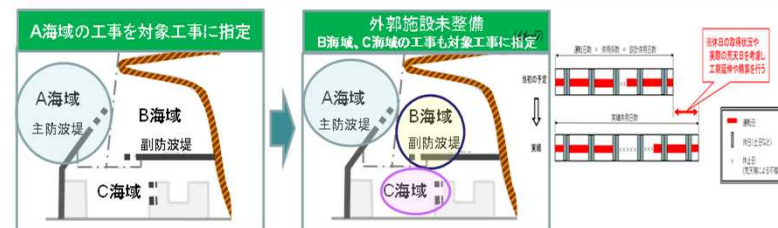
- 荒天等による閉所を余儀なくされる港湾工事においては、工期の遵守のために休日返上で工程を前倒して工事を行う傾向があることから、荒天のリスク回避を発注者が担保することにより受注者に休日の確保を促す。

具体的には、作業船を使用する海上工事を対象として、発注者が荒天等による休止に伴って生じた追加的経費(運転日数・供用日数(休日及び不稼働日))を精算するとともに、必要に応じて工期延伸も行う。

【取組方針】

作業船を使用した海上工事を対象として、各地方整備局毎に複数件実施。

- ・ 供用係数が高い港湾を中心に、外郭施設の整備が十分ではない港内施設の整備工事への拡大



休日確保の考え方について

国発注の港湾・空港工事において実施している発注者が実施する休日確保のための施策

ウ 社会的要請により供用開始時期が限定されるなど工期の制約が厳しい工事について、工期を延長せずに休日を確保するため、交代勤務制等の実施を通じた建設工事従事者一人ひとりの週休2日(4週8休)を実施した場合、週休2日や4週8閉所を実施した場合と同様の経費や成績評定を行う等の措置を講じる。

⇒休日確保評価型試行工事(工期指定)

休日確保評価型試行工事(工期指定)の対象工事の拡大

【目的】

- 事情により工期の延伸が困難な工事に対し、**新たな休日確保評価型試行工事(工期指定)**を設定し、工事における休日確保を図る。

【試行のイメージ】(単年度工事の場合)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		契約	現場着手		荒天	荒天				工期末日	漁期で工事不可	
入札手続き期間												
					荒天で遅延した工程を 施工方法変更等による工期短縮					工期延伸出来ない		

【対象工事】

- 事情により工期延伸することが不可能な工事等とする。
- ▶ **港湾管理者、利用者から供用時期の要望がある施設整備において、後続工事があるため工期の遅れができない工事や漁期など施工時期に制限がある工事も対象とする。**
- 【工期延長せずに休日を確保するための対策】
 - 受注者提案による生産性向上に資するNETIS技術の採用等、施工方法変更による工期短縮。→必要な経費については、契約変更の対象とする。
 - 技術者や技能労働者等の交替制導入による技術者等個人単位での休日確保。
 - 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更については、精算可能
 - **工事品質確保調整会議において、工期短縮方策の妥当性等について確認、調整し、対策の有無や内容を決定**

【休日の確認方法】

- 現行の休日確保評価型試行工事と同様に現場閉所による確認と、休日確保を達成した場合に加点を行う。

【労務費の補正】

- 週休2日又は4週8休を達成した場合において、労務費の補正を行う。

【交代制での休日の確認方法】

- 評価対象は、**工事に関わる対象者(技術者・技能労働者全員)**とする。
- 全工期に対し、対象者1人ずつの休日取得状況を把握する。
- 確認方法は(変更)施工計画書に明記し、導入前に受注者が提案し監督職員と協議する。
- 【達成条件】
 - 対象者1人ずつに対し、週休2日・4週8休等の休日取得を標準とする。

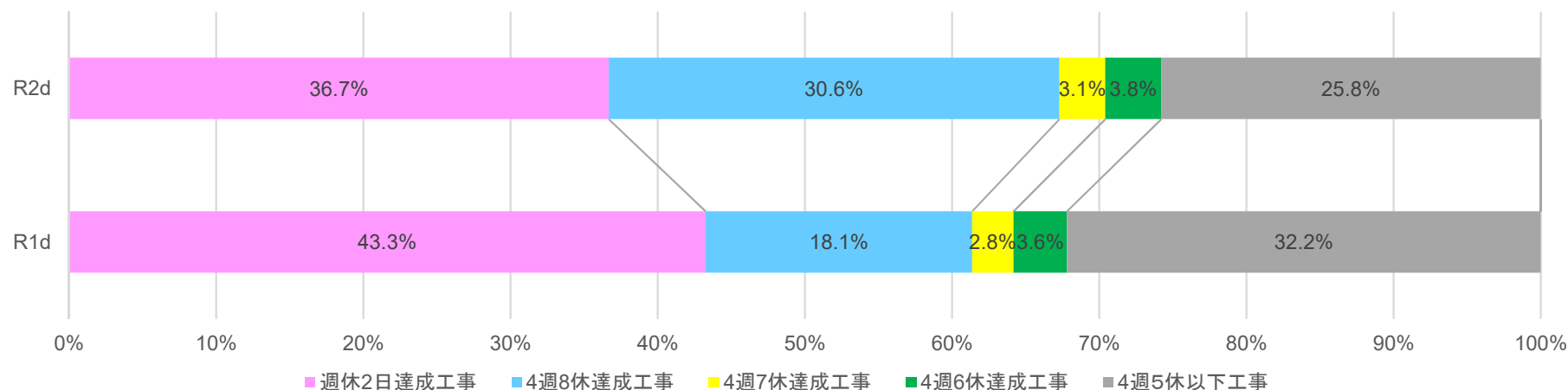
※交替制導入による共通仮設費及び現場管理費の補正については、試行件数が少ないため事例が少ないことから、R2,R3で実態調査・検討し、結果を踏まえ、R4に支援出来るようにする。

休日確保の考え方について(参考)

休日確保状況の概要

- 全国の休日(現場閉所)確保状況について、令和2年度に週休2日及び4週8休が達成できた工事の割合は約67%となっており、令和元年度から増加している。
- 令和2年度における4週5休以下の工事の割合については、令和元年度よりは減少しているものの約26%となっている。
- 4週5休以下となった主な原因は以下の通りである。
 - ✓ 荒天による工程の遅れを回復するため休日作業を実施したが、休日の振替ができなかったもの。
 - ✓ 資機材の調達に不測の日数を要し、工程を回復するために休日作業を行ったが、休日の振替ができなかったもの。
 - ✓ 前工事の遅延により当該工事の着手が遅れ、工程を回復するために休日作業を行ったが、休日の振替ができなかったもの。
 - ✓ 関連する他工事との工程調整のため、4週8休の枠内での休日の振替ができなかったもの。
 - ✓ 当該工事の関係者との調整の結果、休日作業の必要が生じたが、4週8休の枠内での休日の振替ができなかったもの。
 - ✓ 深層混合処理工(CDM)施工やケーソン据付等の一定の期間において連続して作業する必要があったもの。
 - ✓ 緊急復旧工事であったため、休日作業を実施したが、休日の振替ができなかったもの。

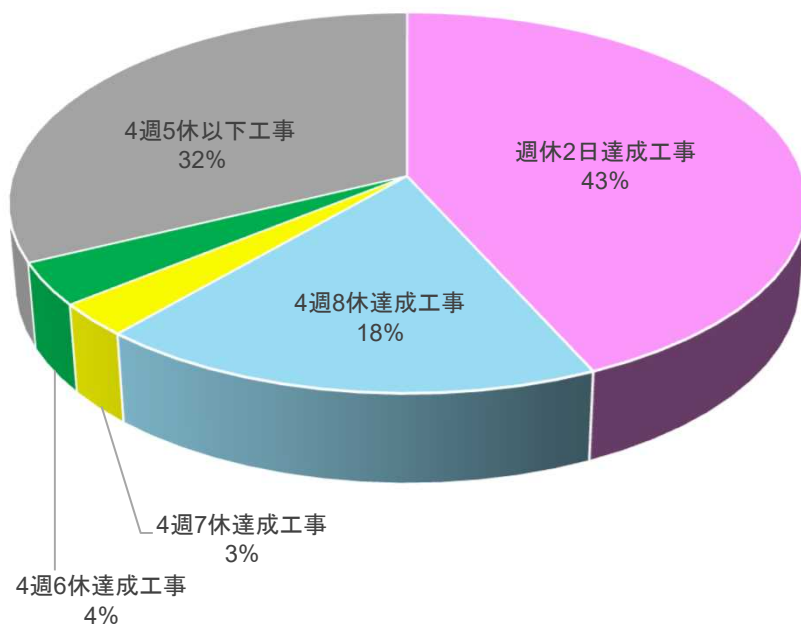
週休2日等達成状況(令和元年度及び2年度の実績比較・全体)



休日確保の考え方について(参考)

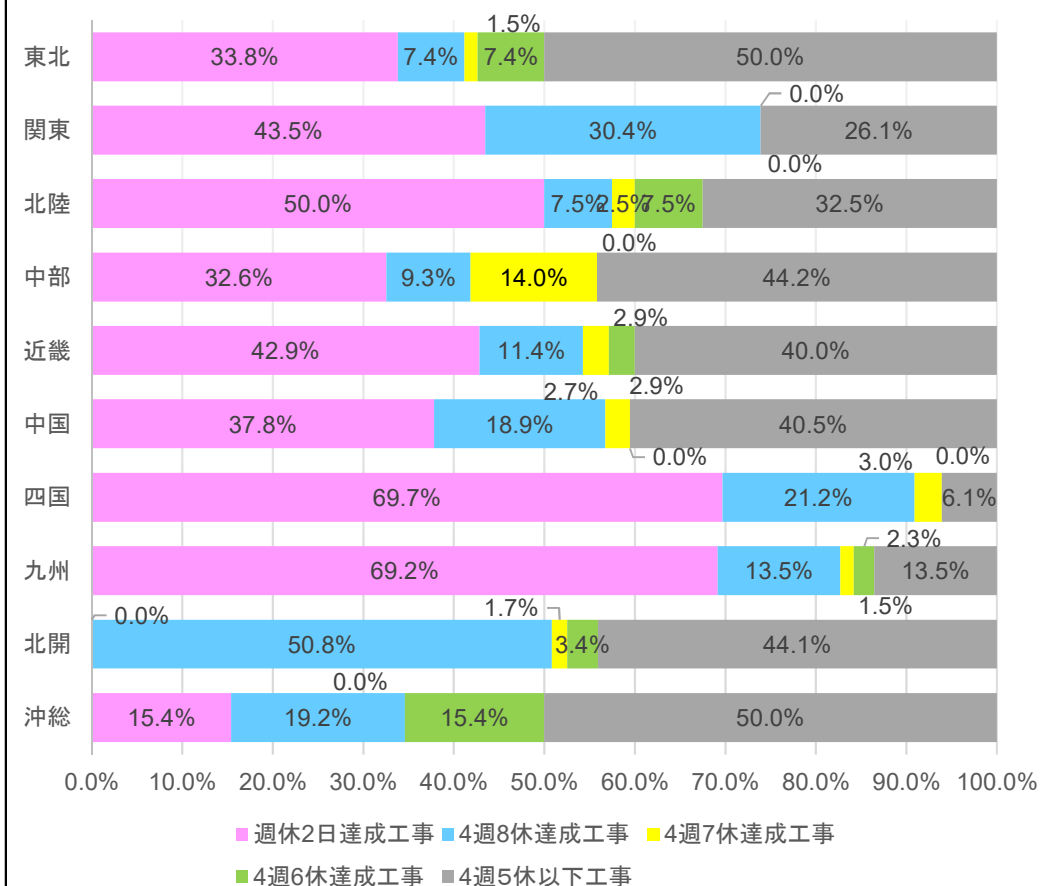
令和元年度 休日確保の実績

週休2日等達成状況(令和元年度実績)



- 国土交通省港湾局調べ
- 調査対象は、平成31年4月1日～令和2年3月31日までに完了した工事
- いずれも現場閉所した日を「休日」として取り扱っている。

週休2日等達成状況(令和元年度実績・局別)

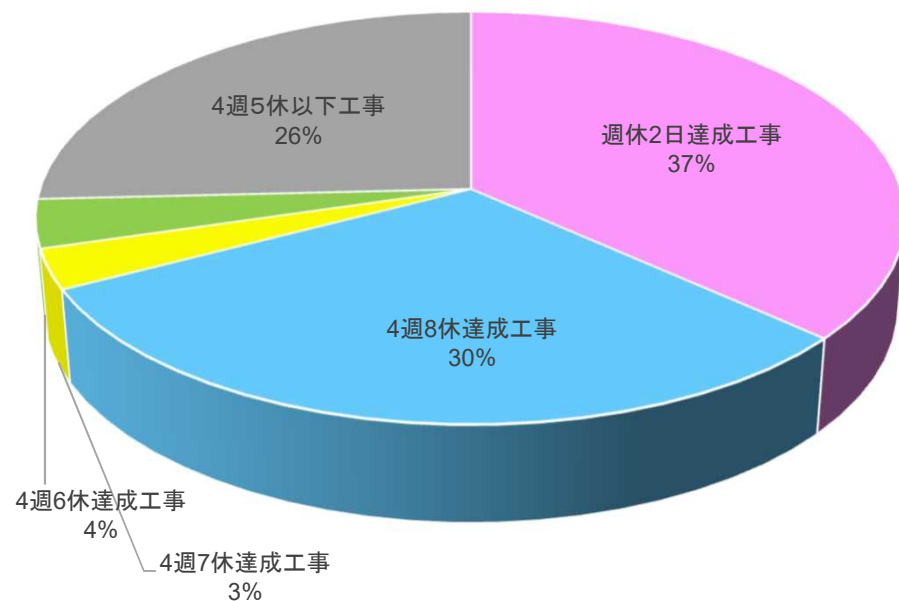


	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	北開	沖総	合計
休日確保評価型対象件数 (R1d)	68	23	40	43	35	37	33	133	59	26	497
うち週休2日達成工事	23	10	20	14	15	14	23	92	0	4	215
うち4週8休達成工事	5	7	3	4	4	7	7	18	30	5	90
うち4週7休達成工事	1	0	1	6	1	1	1	2	1	0	14
うち4週6休達成工事	5	0	3	0	1	0	0	3	2	4	18
うち4週5休以下工事	34	6	13	19	14	15	2	18	26	13	160

休日確保の考え方について(参考)

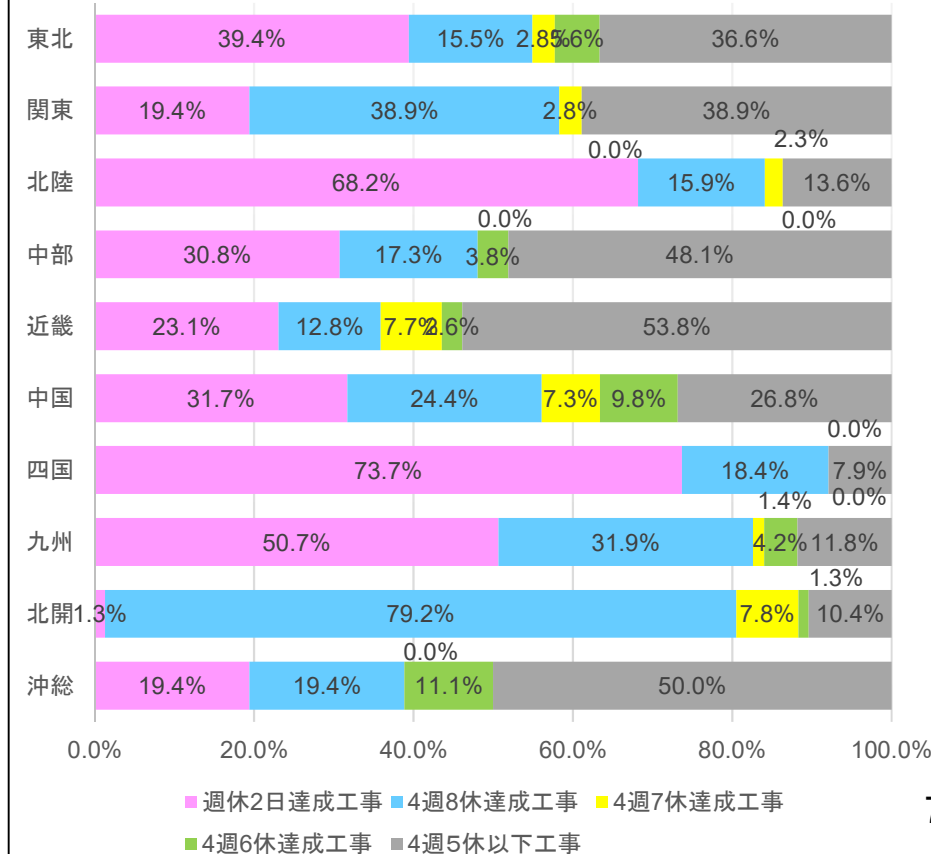
令和2年度 休日確保の実績

週休2日等達成状況(令和2年度実績)



- 国土交通省港湾局調べ
- 調査対象は、令和2年4月1日～令和3年3月31日までに完了した工事
- いずれも現場閉所した日を「休日」として取り扱っている。

週休2日等達成状況(令和2年度実績・局別)



	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	北開	沖総	合計
休日確保評価型対象件数 (R2 d)	71	36	44	52	39	41	38	144	77	36	578
うち週休2日達成工事	28 39.4%	7 19.4%	30 68.2%	16 30.8%	9 23.1%	13 31.7%	28 73.7%	73 50.7%	1 1.3%	7 19.4%	212 36.7%
うち4週8休達成工事	11 15.5%	14 38.9%	7 15.9%	9 17.3%	5 12.8%	10 24.4%	7 18.4%	46 31.9%	61 79.2%	7 19.4%	177 30.6%
うち4週7休達成工事	2 2.8%	1 2.8%	1 2.3%	0 0.0%	3 7.7%	3 7.3%	0 0.0%	2 1.4%	6 7.8%	0 0.0%	18 3.1%
うち4週6休達成工事	4 5.6%	0 0.0%	0 0.0%	2 3.8%	1 2.6%	4 9.8%	0 0.0%	6 4.2%	1 1.3%	4 11.1%	22 3.8%
うち4週5休以下工事	26 36.6%	14 38.9%	6 13.6%	25 48.1%	21 53.8%	11 26.8%	3 7.9%	17 11.8%	8 10.4%	18 50.0%	149 25.8%